

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市街地の環境の整備改善、都市景観の創造に資するため、千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づき施行される再開発型優良建築物等整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、制度要綱第2条第2号に規定する施行者に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額等)

第2条 補助対象経費は、補助事業に係る次に掲げる費用とし、補助額は費用の3分の2以内で市長が定める額とする。

(1) 調査設計計画費

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費

(2) 土地整備費

- ア 建築物除却費
- イ 整地費
- ウ 補償費等

(3) 共同施設整備費

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

2 補助対象経費の範囲及び限度額については、当該年度における国の市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付建設省住街発第47号建設省住宅局長通達）に準ずるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が定める期日までに千葉県再開発型優良建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業遂行計画書
- (2) 年度別事業計画内訳書
- (3) 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業を（部）中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業についての経理を明らかにする帳簿を作成し、事業完了後5年間保存すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

（交付決定通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（事業内容及び経費の配分の変更等）

第6条 第4条第1号の規定により承認（次項において「承認」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる変更事由に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる事由に伴う事業内容の変更 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業内容の変更承認申請書（様式第3号）。
 - ア 優良再開発型優良建築物の配置及び形態の変更
 - イ 優良再開発型優良建築物の敷地の位置及び面積の変更
 - ウ 住宅の用に供される部分の面積
- (2) 経費の配分の変更 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更承認申請書（様式第4号）。
- (3) 遂行計画の変更 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業遂行計画承認申請書（様式第5号）。

2 承認は、前項各号に掲げる変更事由に応じ、次の各号に掲げる通知書により補助事業者に通知して行う。

- (1) 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業内容の変更承認通知書（様式第6号）
- (2) 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金の経費配分変更承認通知書（様式第7号）
- (3) 千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業遂行計画変更承認通知書（様式第8号）

3 補助事業者は、第1項の各号に掲げる変更事由により、補助金の額の変更が生じる場合は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金変更申請書（様式第9号）を提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書を受理した場合において、規則第8条第1項の規定により交付決定（これに附した条件を含む。）の内容を変更するときは、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定変更通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止の承認）

第7条 補助事業者は、第4条第2号の規定により承認（次項において「承認」という。）を受けようとするときは、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業（部）中止（又は廃止）承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 承認は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業（部）中止（又は廃止）承認通知書（様式第 12 号）により通知して行う

（事業完了期日の変更の報告）

第 8 条 第 4 条第 3 号の規定による報告は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業完了期日変更報告書（様式第 13 号）により行うものとする。

（状況報告）

第 9 条 規則第 10 条の規定による状況報告は、毎会計年度各四半期（第 4 四半期を除く。）ごとに、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業遂行状況報告書（様式第 14 号）を当該期間経過後 5 日以内に市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該補助事業完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して 20 日以内の日又は当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業完了実績報告書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 15 日までに、年度終了実績報告書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第 11 条 規則第 13 条の規定による通知は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金額確定通知書（様式第 17 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 12 条 規則第 16 条第 1 項に規定する交付の請求書は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金請求書（様式第 18 号）とする。

- 2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金一括（分割）事前請求書（様式第 19 号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第 13 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第 20 号）によるものとする。

(返還命令)

第 14 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金返還命令書（様式第 21 号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 千葉県市長

申請者

住 所

団体名等

代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付申請書 (地区)

年度千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業の効果

3. 補助金総括表

補助対象事業費	円
補助率	
交付申請額	円

4. 交付を受けたい時期 年 月 日

5. 補助事業の着手予定時期 年 月 日

6. 補助事業の完了予定時期 年 月 日

7. 添付書類

- (1) 補助事業遂行計画書 別紙1
- (2) 年度別事業計画内訳書 別紙2
- (3) 交付申請額の算出方法及び経費の配分 別紙3

別紙2

(2) 年度別事業計画内訳書

年度計画 項目		全体計画			過年度			当該年度			翌年度以降		
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金
	事業計画作成 地盤調査 建築設計												
	小計												
	建築物除去等 整地 補償費等												
	小計												
	空地等 供給処理施設 その他の施設												
	小計												
合計													

- (注) 1 事業量欄については、記載できる項目だけでよい。
 2 当該年度の欄は、事業を執行する予定額を記載すること。
 なお、交付申請にあたっては、分割申請がある場合には（ ）内書きで記載すること。
 3 変更申請する場合は、下段に今回申請額を、上段に既交付決定額を（ ）書で記載すること。

別紙 3

(3) 交付申請額の算出方法及び経費の配分

1. 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：千円)

種 別	事 業 費	補助対象事業費 A	補助率	交付申請額 B
調査設計計画				
土地整備				
共同施設整備				
附帯事務費				
計				
総 計	今回交付申請額			
	既交付決定額			
	変更増△減額			

(注) 1 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。

2 変更申請する場合は、下段に今回申請額を、上段に既交付決定額を（ ）書きで記載すること。

2. 交付申請額の算出方法の明細

(1) 調査設計計画

(単位：千円)

項 目	事 業 費	補助対象事業費
イ 事業計画作成費		
ロ 地盤調査費		
ハ 建築設計費		
合 計		

(注) 1 変更申請する場合は、下段に今回申請額を、上段に既交付決定額を（ ）書で記載すること。

2 各項目ごとの内訳書を、当該年度の国の補助金交付申請書の添付書式に準じて作成し、添付すること。

(2) 土地整備

項 目	事 業 費	補助対象事業費
イ 既存建築物除去等費		
ロ 整 地 費		
ハ 補 償 費 等		
合 計		

- (注) 1 変更申請する場合は、下段に今回申請額を、上段に既交付決定額を（ ）書で記載すること。
2 各項目ごとの内訳書を、当該年度の国の補助金交付申請書の添付書式に準じて作成し、添付すること。

(3) 共同施設整備

施設名		数量	事業費	補助対象 事業費
① 空地等	(イ) 通路			
	(ロ) 駐車施設			
	(ハ) 児童遊園			
	(ニ) 緑地			
	(ホ) 広場			
	小計			
② 供給処理施設	(イ) 供給施設			
	(ロ) 排水施設			
	(ハ) 電気施設			
	(ニ) ガス施設			
	(ホ) 電話施設			
	(ヘ) ごみ処理施設			
	(ト) 情報通信施設			
	(チ) 熱供給施設			
小計				
③ その他施設	(イ) テレビ障害防除施設			
	(ロ) 立体的遊歩道・ 人工地盤等			
	(ハ) 電気施設及び機械室			
	(ニ) 共用通行部分			
	(ホ) 公共用通路			
	(ヘ) 駐車場			
	(ト) 生活基盤施設			
	(チ) 高齢者等生活支援施設			
	(リ) 防音・防振工事			
	(ヌ) 防災関連施設整備			
	小計			
合計				

(添付図) 位置、区域、形態、施設の種類、ルート等を明示する図面（色分けで表示）

(注) 記載にあつては、「共同施設整備費内訳書」を当該年度の国の補助金交付申請書の添付書式に準じて作成し添付すること。

(4) 附帯事務費明細書

費 目	細 目		金 額	積 算 内 訳
	節	区 分		
人件費				
経 費				
庁 費				
合 計				

- (注) 1. 費目の欄の人件費とは給料、職員手当及び共済費をいい、庁費とは人件費及び旅費以外のものをいう。
2. 細目の欄については、「住宅関係補助事業の附帯事務費の使途基準について」(平成7年11月20日付け建設省住総発第172号)に準じて記載すること。
3. 各費目の金額に対する割合を欄中に上段〔 〕書で記載すること。
4. 積算内訳の欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載すること。
5. 食糧費がある場合、別途食糧費使途明細書を添付すること。
6. 記載内容について変更する場合は、変更前を上段()書とすること。

3. 添付図書

交付申請額の算出方法の資料として、各事業ごとに次の図書を添付する。

事業名称	図書図面	縮尺	摘要
共通	位置図	1/25,000 以上	都市計画総括図に優良建築物等整備事業区域を表示
共通	都市基本図	1/2,500 以上	
事業計画作成	事業計画作成区域図	1/2,500 以上	白図を使用し、施行区域を赤線で表示し、地区内及びその周辺については建築用途別及び構造別の現況を表示する。用途区分及び色彩は昭和27年2月2日「都市計画策定基礎調査について」(都市局長通達建都第56号)によること。構造別現況図は、耐火建築物を黒枠で囲むことにより表示すること。
地盤調査	地盤調査図	1/3,000 以上	地盤調査地点を示すこと
建築設計	基本設計図	1/500 以上	施設建築物各階平面図, 2面以上の断面図及び立面図 施設建築敷地平面図
既存建築物除却及び整地	除却計画図 整地計画図	1/500 以上	除去すべき建築物等の位置, 規模構造, 及び整地区域を表示する図面
共同施設設備	共同施設計画図	1/500 以上	補助対象に係る共同施設についてその位置, 区域, 規模, 配置, ルート, 寸法等を表示する(色分けで表示) 図面は, 各施設毎に簡潔明快なものとする

(注) 添付図書の作成にあたって、次の区分に従って色分けをすること。

- イ 当該年度は赤色
- ロ 翌年度以降は黄色
- ハ 過年度分は青色

住 所
団 体 名 等
代 表 者 名 様

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書 (地区)

年 月 日付申請のあった千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金について、
次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1. 補助金の交付決定額 (予定)	円
2. 補助金交付予定時期	年 月 日
3. 交付の条件 (1) 補助事業の内容、経費の配分または遂行計画を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。 (4) 事業及び補助事業についての経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完成後 5 年間保存すること。 (5) 千葉市補助金等交付規則、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業制度要綱及び千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱を遵守すること。	

様式第3号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業内容の変更承認申請書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった標記事業の事業内容を下記
のとおり変更したいので、承認されますよう千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要
綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由
3. 関係書類及び図書(別紙のとおり)

(注) 内容の変更に伴って金額の移動がある場合には、全て補助金交付申請の様式を準用する。
添付図面等は、変更に係る部分のみ添付すること。

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更承認申請書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった標記事業の補助金の経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認されますよう千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

1. 経費の配分変更を必要とする具体的な理由

2. 経費の配分変更内訳書

(単位：千円)

種 別	補助対象事業費		補助率	補助金額	摘 要
	金 額	増△減			
(1) 調査設計計画費	()			()	
(2) 土地整備費	()			()	
(3) 共同施設整備費	()			()	
合 計	()			()	

(注) 金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段に既交付決定額を () 書で記載すること。

様式第 5 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業遂行計画変更承認申請書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった標記事業の補助金の遂行計画を下記のとおり変更したいので、承認されますよう千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 3 号の規定により申請します。

記

1. 遂行計画の変更を必要とする具体的理由

2. 遂行変更計画書(別紙のとおり)

(注) 遂行変更計画書は、補助金交付申請書の補助事業遂行計画書を準用する。

様式第 6 号

第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業内容の変更承認通知書（ 地区）

年 月 日付け申請のあった千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業内容の変更について、下記のとおり承認したので、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項第 1 号の規定により通知します。

記

1 変更内容

様

千葉市長

印

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更承認通知（ 地区）

年 月 日付け申請のあった千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更について、下記のとおり承認したので、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第6条第2項第2号の規定により通知します。

記

1 経費の配分の変更内訳書

種 別	補助対象事業費		補助率	補助金額	摘 要
	金 額	増△減			
(1) 調査設計計画費	()			()	
(2) 土地整備費	()			()	
(3) 共同施設整備費	()			()	
合 計	()			()	

(注) 金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段（ ）内は既交付決定額を示します。

様式第 8 号

第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業事業遂行計画変更承認通知書（ 地区）

年 月 日付け申請のあった千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業遂行計画変更について、下記のとおり承認したので、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項第 3 号の規定により通知します。

記

1. 遂行変更計画書（別紙のとおり）

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付変更申請書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった、 年度千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業の補助金について変更交付を受けたいので、千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により申請します。

1. 変更を必要とする理由

2. 補助金総括表

交 付 決 定 額	千円
交 付 変 更 申 請 額	千円
差 引 △ 減 額	千円

3. 交付を受けたい時期 年 月 日

4. 補助事業の完了予定時期 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 補助事業実施計画書 別紙1
- (2) 年度別事業計画内訳書 別紙2
- (3) 交付変更申請額の算出方法及び経費の配分 別紙3

(注) 交付変更額の算出方法は、すべて補助金交付申請書の様式を準用する。

添付図面等は、変更に関わる部分のみを添付すること。

千葉市指令 第 号

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名

様

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定変更通知書 (地区)

年 月 日付千葉市指令 第 号で交付決定した千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金について、次のとおり交付決定変更したので、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

<p>1. 補助金の交付変更決定額 (予定)</p> <p>(既補助金交付決定額)</p> <p>(交 付 変 更 決 定 額)</p> <p>(差 引 増 △ 減 額)</p>	<p>千円</p> <p>(千円)</p> <p>(千円)</p> <p>(千円)</p>
<p>2. 補助金交付予定時期</p>	<p>年 月 日</p>
<p>3. 交付の条件</p> <p>(1) この補助金の対象となる事業、その内容及び経費の配分等は、交付変更申請書記載のとおりとする。</p> <p>(2) 補助事業の内容、経費の配分または遂行計画を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。</p> <p>(5) 事業及び補助事業についての経理を明らかにする帳簿を作成し、事業の完成後 5 年間保存すること。</p> <p>(6) 千葉市補助金等交付規則、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業制度要綱及び千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱を遵守すること。</p>	

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業

(部) 中止 (又は廃止) 承認申請書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業を次のとおり (部) 中止 (又は廃止) したいので、千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 (部) 中止 (廃止) を必要とする理由

2 (部) 中止 (廃止) に係る事業の内容及び金額 (別紙)

(1) 交付決定額	千円
(2) 廃止申請額	千円
(3) 差 引 額	千円

3 行程表

4 添付書類 補助金交付申請書及び交付決定通知書の写し等

(注) () 内には、全部又は一部の別を記載する。

別紙

事業名	区 分		事業量 (当初)	補助事業に要する経費		補助率	補 助 金		備考
				当初補助 申請額	廃 止 承認額		当初補助 申請額	廃 止 承認額	
優良建築物等整備事業	調査設計計画費	事業計画作成費							
		地盤調査費							
		建築設計費							
	土地整備費	建築物除去費等							
		整地費							
	共同施設整備費	空地等							
		供給処理施設							
		その他施設							
	計								

第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業
(部) 中止 (又は廃止) 承認通知書 (地区)

年 月 日付け申請のあった千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業 (部) 中止 (又は廃止) について、下記のとおり承認したので、千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 (部) 中止 (又は廃止) に係る事業の内容及び金額 (別表)

(1) 交付決定額	千円
(2) 廃止申請額	千円
(3) 差 引 額	千円

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業完了期日変更報告書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業の完了期日内での遂行が困難となったので、千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定に付され事業の完了期日 年 月 日
- 2 変更すべき事業の完了予定期日 年 月 日
- 3 変更の事由

4 事業実施状況表

項 目	事業費	契約済事業費	契約年月日	契約工期	当初の完了期日 までの予定出来高 %	備考
計						

5 工事行程表

- 6 参考資料 写真等工事の進捗状況を把握できるもの

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業遂行状況報告書 (地区)

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業の遂行状況を、千葉市補助金等交付規則第 10 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了予定年月日 年 月 日

- 2 経過状況 (年 月 日現在)

項 目		事 業 量 等	進 捗 割 合
既存建築物除却等	未着手	戸	%
	工事中	戸	%
	完 了	戸	%
整 地	未着手	m ²	%
	工事中	m ²	%
	完 了	m ²	%
共同施設整備	未着手		%
	工事中		%
	完 了		%

様式第 15 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業完了実績報告書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業の実績について、千葉県補助金等交付規則第 12 条前段の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額 (予 定)	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 千円
	年 月 日交付 千円
	計 千円
添付書類	
1. 補助金事業の成果 (別紙 1)	
2. 補助金の精算調書 (別紙 2)	
3. 事業実施状況 (別紙 3)	
4. 事業完了写真	
5. その他参考となる資料	

様式第 15 号 別紙 1

補助事業の成果

種 別	計 画 事 業 量	完 了 事 業 量
事業計画作成		
地盤調査	本 m	本 m
建築設計	延 m ²	延 m ²
建築物除却	延 戸 m ²	延 戸 m ²
整 地	m ²	m ²
空地等整備		
供給処理施設		
その他施設		

(注) 供給処理施設・その他施設の欄には、実施した工事名を記入すること。

別紙2

イ 精算総括表

補助金精算調書

1 総支払額	2 補助対象外 支払額	3 発生物件等 控除額	4 差引補助 対象支払額 1 - (2+3)	5 過年度支払 補助対象額	6 補助対象 支払額 4 + 5	交付決定の内容			補助金精算額			11 補助金 受入済額	12 差引受入 未済額又は 超過額 (11-12)	備考
						7 補助対象 事業費	補助 率	8 補助金額	9 精算対象 支払額	補助 率	10 精算 補助金額			

(注) 1. 1, 2, 3, 4及び6の各欄には、支払義務が生じ未払いとなっているものも含めて記入すること。

支払義務額については、該当欄上段に()を付して内数を記入すること。

2. 2欄については、この事業の支払いの内、補助対象とならないもの又当該年度で使用しなかったものの金額を記入すること。

ロ 種別精算内訳

区 分	1 総 支 払 額	2 補 助 対 象 外 支 払 額	3 発 生 物 件 等 控 除 額	4 差 引 補 助 対 象 支 払 額 1 - (2+3)	5 過 年 度 支 払 補 助 対 象 額	6 補 助 対 象 支 払 額 4 + 5	備 考
調査設計計画費							
事業計画作成費							
地盤調査費							
建築設計費							
土地整備費							
建築物除去等							
整地費							
補償費							
共同施設整備費							
空地等整備費							
供給処理施設整備費							
その他施設整備費							
計							
附帯事務費							
合 計							

(注) ハの内訳書により記入すること。

ハ 事業計画作成費等支払内訳書

区 分	契 約			請 負 業 者 名 等	支 払		摘 要
	種 別	年 月 日	金 額		年 月 日	金 額	
事業計画作成費 地盤調査費 建築設計費 既存建築物除去費 整地費 空地等整備費 供給処理施設費 その他施設整備費							

(注) 1. 事業施行者の契約ごとに記入すること。(契約の形式をとらないものも含める)

また、2以上の施行者が契約を一括して締結している場合には、その旨摘要欄に記入し一括して記入すること。

2. 種別の欄には、契約の内容を記入すること。

ニ 発生物件等控除額調書

品 目	単 位	員 数	売却額又は評価額		補助対象控除額	摘 要
			単 価	金 額		

(注) 売却額又は評価額には、売却した場合には売却額を、その他の場合には評価額を記載すること。

ホ 補助金受入調書

補助金交付決定通知	補 助 金 受 入				
年 月 日	金 額 (円)	年 月 日	金 額 (円)	累 計 (円)	摘 要
計					

事業実施状況

種 別		区 分		計 画	完 了	着手年月日	完了年月日	備 考
事業計画作成								
地盤調査	ボーリング 載荷試験 その他							
建築設計	棟 数 建 築 面 積 建築物延面積							
既存建築物除却								
整 地								
空地等整備								
供給処理施設整備								
その他施設整備								

(注) 供給処理施設・その他施設欄には、実施した工事名を記入すること。

様式第 16 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良開発型優良建築物等整備事業年度終了実績報告書 (地区)

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業の 年度における実績について、千葉県補助金交付規則第 12 条後段の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金受入調書 (別紙 1)
- 2 事業遂行行程表 (別紙 2)

別紙1

ア 補助金受入調書

交付決定の内容		年度内遂行計画								翌年度繰越額		事業実施期間		備考	
A 補助対象 事業費	B 補助金額	施行者事業費支払実績								繰越分相当 補助事業費 A-C		同左に 対する 補助金 対象額	着 手 年月日		完 了 年月日
		(1) 施行者 支払額	(2) 補 助 対象外 支払額	(3) 補助対象 支払額	(4) 過年度 支払補助 対象額	(5) 補助対象 総支払額	(6) 精算対象支払額		同左に 対する 補助金 対象額	進 捗 率 %	繰越分相当 補助事業費 A-C				
							金額 C	C/A			金額 D			D/A	
			(1)-(2)			(3)-(4)									

(注) 1. 年度内遂行実績欄の(1), (2), (3) 及び(5) については, 支払義務があるものも含めて記載し, 上段に()を付してその内数を記載すること。

イ 補助金受入調書内訳書

項目	交付決定の内容		年度内遂行計画									翌年度繰越額		事業実施期間		
	A 補助対象 事業費	B 補助金額	施行者事業費支払実績									繰越分相当 補助事業費 A-B		同左に 対する 補助金 対象額	着手 年月日	完了 年月日
			(1) 施行者 支払額	(2) 補 助 対象外 支払額	(3) 補助対象 支払額	(4) 過年度 支払補助 対象額	(5) 補助対象 総支払額	(6) 精算対象支払額		同左に 対する 補助金 対象額	進 捗 率 %					
								金額	C/A %			金額	D/A %			
		(1)-(2)		(3)+(4)												
調査設計計画費																
事業計画作成費																
地盤調査費																
建築設計費																
土地整備費																
建築物除去費																
整地費																
補償費																
共同施設整備費																
空地等整備費																
供給処理施設整備費																
その他施設整備費																
計																
附帯事務費																
合計																

(注) 1. 年度内遂行実績欄の(1), (2), (3) 及び(5)については、支払義務があるものも含めて記載し、上段に()を付してその内数を記載すること。

住 所
団 体 名 等
代 表 者 名 様

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金額確定通知書 (地区)

年 月 日付千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業実績報告書により、
年度千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等
交付規則第 13 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額 (予定)	円
補助事業の対象経費	円
補 助 率	
補助金額の決定	円

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付請求書 (地区)

年 月 日付千葉県達 第 号千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 円
	年 月 日 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	
1. 千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書の写し	
2. 千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金額確定通知書の写し	

千 葉 市 長 様

補助事業者

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業

補助金一括（分割）事前交付請求書（ 地区）

年 月 日付千葉県指令 第 号千葉県優良再開発型優良建築物等
整備事業補助金交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県
補助金等交付規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助金の確定額（予定）		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
交付請求額		円
添付書類 1. 千葉県優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書の写し		

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名

様

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定取消書（ 地区）

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額（予定）	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

住 所

団 体 名 等

代 表 者 名

様

千葉市優良再開発型優良建築物等整備事業補助金補助金返還命令書 (地区)

千葉市補助金等交付規則第 18 条 第 1 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。
第 2 項

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額 (予定)	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	
返還すべき金額	
返 還 期 限	年 月 日 まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	